

「山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の概要

目的(1条)

この条例は、自転車の安全で適正な利用に関し、基本理念を定め、県及び自転車利用者の責務並びに県民、事業者及び交通安全団体の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用に関する施策を総合的に推進し、もって歩行者、自転車、自動車等が共に安全に通行し、県民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする

定義(2条)

- ①自転車 ②自転車利用者 ③交通安全団体 ④自動車等 ⑤保護者 ⑥自転車貸付事業者
⑦自転車小売業者 ⑧自転車損害賠償責任保険等

基本理念(3条)

- 1 県、自転車利用者、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が連携して、自転車に関する交通事故の防止を図ること
- 2 歩行者、自転車利用者及び自動車等の運転者が、それぞれの特性についての理解の下に、道路の交通に関する法令を遵守するとともに、相互に尊重すること
- 3 自転車の利用が、県民及び事業者にとって高い利便性を有し、県民生活等に極めて重要な役割を果たすとともに、地域の活性化、観光振興、環境負荷低減及び健康増進に資するものであること

各主体の責務・役割(4条～8条)

○県の責務（4条）

- 1 自転車の安全適正利用の促進に関する総合的な施策の策定・実施
- 2 自転車利用者等が実施する自転車の安全適正利用の促進に関する取組の支援、情報提供等

○自転車利用者の責務（5条）

車両の運転者としての責任の自覚の下に、自転車事故の防止の知識を習得し、自転車の安全で適正な利用のために必要な措置に努めるとともに、道路交通の法令を遵守しなければならない

○県民の役割（6条）

- 1 自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努める
- 2 国、県及び市町村が実施する施策への協力に努める

○事業者の役割（7条）

- 1 自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自ら取組の実施に努める
- 2 通勤又は事業活動において自転車を利用する従業員に対し、教育及び啓発に努める
- 3 国、県及び市町村が実施する施策への協力に努める

○交通安全団体の役割（8条）

- 1 道路交通の法令の遵守についての啓発その他の取組を自主的かつ積極的に推進するよう努める
- 2 国、県及び市町村が実施する施策への協力に努める

自転車交通安全教育等(9条)

- 1 県は、県民及び事業者が関心と理解を深めることができるよう交通安全に関する教育を行う
- 2 学校等の設置者等は、在籍する幼児、児童等に対し、教育を実施するよう努める
- 3 保護者は、監護する未成年者に対し、必要な教育を行うよう努める
- 4 高齢者と同居する親族は、乗車用ヘルメットの勧奨等必要な助言をするよう努める

自転車利用における安全確保等(10条～12条)

○交通事故の防止のための措置等（10条）

- 1 自転車の側面に反射器材を備える等交通事故の防止の措置に努める
- 2 幼児を幼児用座席に乗車させるときは、当該幼児に幼児用座席に備えられたベルトを着用させるよう努める
- 3 幼児又は児童が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるとともに、肘当て、膝当て、手袋その他の事故被害の軽減に資する器具の着用をさせる等安全上の措置に努める
- 4 自動車等を運転する場合には、歩行者、自転車及び自動車等それぞれの安全通行配慮に努める

○点検整備及び防犯対策（11条）

必要な点検及び整備、盗難の防止のための施錠その他の防犯対策に努める

○安全で適正な利用に関する情報提供（12条）

- 1 県は、国、市町村及び交通安全団体その他関係団体と連携し、必要な広報及び啓発を行う
- 2 自転車小売業者及び自転車貸付事業者は、購入しようとする者及び借り受けようとする者に対し、自転車の適正な通行の方法その他の自転車の安全で適正な利用のために必要な情報提供に努める

自転車損害賠償責任保険等への加入促進(13条～15条)

○自転車損害賠償責任保険等への加入（13条）

自転車を利用する者、未成年者を監護する保護者、事業活動において自転車を利用する事業者、自転車貸付事業者は、保険等に加入しなければならない

○自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等（14条）

- 1 自転車小売業者は、購入しようとする者に対し、保険等への加入を確認しなければならない
- 2 自転車小売業者は、加入を確認できないときは、加入に関する情報提供を行わなければならない
- 3 自転車貸付事業者は、借受人に對し、保険等の内容に関する情報提供を行わなければならない
- 4 事業者は、通勤に自転車を利用する従業者に対し、保険等への加入を確認するよう努める
- 5 事業者は、加入を確認できないときは、加入に関する情報提供に努める
- 6 小学校、中学校、高校、特別支援学校の設置者は、通学に自転車を利用する児童等及び保護者に對し、保険等への加入を確認するよう努める
- 7 小学校、中学校、高校、特別支援学校の設置者は、加入を確認できないときは、加入に関する情報提供に努める

○自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供等（15条）

- 1 県は、保険等への加入を促進するため、保険等に関する情報提供その他の必要な措置を講ずる
- 2 学校等設置者は、自転車を利用する児童等及び保護者に對し、保険等に関する情報提供に努める

その他(16条～20条)

○自転車小売業者及び貸付事業者の登録（16条、17条）

小売業者及び貸付事業者は、基準の適合について、知事の登録を受けることができる

○登録の取消し等（18条）

知事は、登録事業者が基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、登録を取り消す

○交通環境の整備（19条）

県は、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行できるよう、交通環境の整備を図る

○財政上の措置（20条）

県は、自転車の安全適正利用促進に必要な財政上の措置を講ずるよう努める

附則

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、13条、14条、16～18条までの規定は、同年10月1日から施行する。
- 条例施行後5年を超えない範囲内において、施行状況等を勘査し、必要あると認めるときは、自転車利用の安全及び適正の一層の確保を図る等の観点から自転車損害賠償責任保険等への加入、その確認等に係る義務履行の確保の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる